

第 2 2 期 第 2 1 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年3月8日（水）午後1時45分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	冨 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	東 田 義 廣
〃	松 下 誠 四 郎	
〃	宮 野 昭 一	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	主幹	山 形 呈 太
	総括主幹	清 藤 真 樹
	技師	内 山 弘 章
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県東部海区漁場計画について（諮問）

原案どおり差し支えない旨答申することに決定された。

議案第3号：特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆様がお揃いでありますので、ただ今から、第22期第21回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第21回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、荒谷委員と尾崎委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により今回の諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料の方、おめくりください、2ページを御覧ください。

漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可すべき船舶の数について御説明いたします。

漁業種類は、さめ固定式刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、下北郡大間町に住所を有する者ということで、大間漁協の組合員ということになります。

許可すべき船舶の数は1隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、御異議なしと認め、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「青森県東部海区漁場計画について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、先ほど開かれました協議会において、諮問どおりで差し支えない旨、委員会に諮ることで決定されたところですが、このように答申してよろしいか、御審議いただきたいと思っております。

なお、答申に当たって若干の字句修正がある場合、事務局一任ということでお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号「青森県東部海区漁場計画について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願ひます。

次に、議案第3号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に

関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします、議案第3号資料を御覧ください、県知事からの諮問文です。

件名及び本文の主要部分のみ読み上げます、諮問書、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年2月14日付け4水管第3412号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問にいたった経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は、国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を求めているものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

県からの補足説明があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、補足説明させていただきます。

議案第3号の資料3ページ目を御覧ください、令和5年2月14日付けで、農林水産大臣から本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法において、県資源管理方針に即して定めることとなっており、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会に諮問したところです。

2ページ目を御覧ください、今般、本県知事管理漁獲可能量として設定し公表するのは、すけとうだら太平洋系群及びするめいかとなります。

また、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県の資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目の国からの通知では、目安数量も示されており、この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではございませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

御質問、御意見もないようですから、それでは、議案第3号については、諮問の通り決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第3号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、これで議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第22期第21回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時57分